平成２３年（フ）第８２７号
埼玉県戸田市上戸田４丁目17番８―401号
債務者　林　　靖弘
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４６号
埼玉県戸田市笹目５丁目20番地の13　コーポＳＭＫ202号室
債務者　小島　正幸
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９５７号
埼玉県戸田市美女木３丁目11番地の17　ふじコーポ203号室
債務者　小林　　聡
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９９２号
埼玉県川口市新井町27番20―405号　晃伸ハイツ
債務者　中林　仲子（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９９４号
埼玉県蓮田市椿山４丁目16番11号
債務者　中山　裕友
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
埼玉県川越市大字砂新田105番地９
債務者　飯田かをり
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５０号
山口県山陽小野田市住吉本町２丁目９番10号、旧住所山口県山陽小野田市日の出１丁目１番16号
債務者　池本　　勝
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５１号
山口県山陽小野田市住吉本町２丁目９番10号、旧住所山口県山陽小野田市日の出１丁目１番16号
債務者　池本　智代
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第６９号
山口県山陽小野田市大字有帆1608番地12
債務者　三田　利嗣
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３１号
北海道標津郡標津町字川北93番地23
債務者　中村　　仁
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前11時50分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第３１２号
静岡県浜松市中区中島１丁目26番36号
債務者　大場　智恵
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４２４１号
大阪市此花区伝法１丁目３番17号　一吉ハイツ503
債務者　大槻　健二
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５号
愛知県みよし市園原５丁目３番地５　コンチェルトＡ棟201号、従前の住所愛知県みよし市三好町中鯰ヶ池84番地２　スペクトル三好1005号
債務者　肥田みどり
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１８５３２号
東京都目黒区五本木２丁目27―７
破産者　柳　　雅康
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４７６号
茨城県古河市雷電町11番37号
破産者　株式会社タックル
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１３１号
東京都練馬区大泉学園町４丁目30―５　ミヤビヒルズ大泉学園Ｂ―105
破産者　中井　正幸
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１７号
東京都杉並区高円寺南２丁目25番２号
破産者　福住建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部